

令和7年度 水質検査頻度及び設定理由（開盛水系浄水）

		基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	1／5以下	1／10以下	原則 検査頻度	1／5 超過	1／10超過	1／10	3年1回 省略有無	検査頻度 採水場所	年間検査回数 末端給水栓	設 定 理 由
						1年1回頻度可	3年1回頻度可			1／5以下	以下				
1	一般細菌	100個/ｍl以下	0	0	0			月1回					月1回	12	法令通り毎月検査
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出								月1回	12	法令通り毎月検査
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	3ヶ月 1回以上			○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.004	0.004	0.003	0.002	0.001		○				3ヶ月1回	4	安全確認のため年4回
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.005				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001				○		3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	<0.5	<0.5	<0.5	2	1				○		月1回	12	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため毎月検査
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09	0.08	<0.08	0.16	0.08			○			年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01	0.01	0.01	0.2	0.1				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/l以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.008	0.004				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004	0.002				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	0.001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが安全確認のため年1回
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.12	0.10	0.09	0.12	0.06						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.0007	0.0008	0.0006	0.012	0.006						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	0.006	0.003						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.0004	0.0004	0.0004	0.02	0.01						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.0016	0.0019	0.0015	0.02	0.01						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	0.006	0.003						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.0006	0.0007	0.0005	0.006	0.003						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.018	0.009						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.008	<0.008	<0.008	0.016	0.008						3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	0.1				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	0.01	0.01	0.04	0.02		○				3ヶ月1回	4	性状確認のため年4回検査
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.02	0.034	0.02	0.06	0.03				○		月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.02	0.2	0.1				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	9	9	9	40	20				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.027	0.006	<0.001	0.01	0.005				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
38	塩化物イオン	200mg/l以下	7.2	6.1	7			概ね月1回					月1回	12	法令通り毎月検査
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	41	41	32	60	30	3ヶ月 1回以上		○			月1回	12	性状確認のため毎月検査
40	蒸発残留物	500mg/l以下	137	123	127	100	50		○				3ヶ月1回	4	性状確認のため年4回検査
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	藻の発生する時期			○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001		月1回		○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	3ヶ月 1回以上			○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005				○		年1回	1	水源に汚染のおそれはないが性状確認のため年1回
46	有機物（TOC）	3mg/l以下	<0.3	<0.3	<0.3			概ね月1回					月1回	12	法令通り毎月検査
47	pH値	5.8～8.6	7.1～7.3	7.1～7.4	7.1～7.3								月1回	12	法令通り毎月検査
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし								月1回	12	法令通り毎月検査
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし								月1回	12	法令通り毎月検査
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5								月1回	12	法令通り毎月検査
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1								月1回	12	法令通り毎月検査

1日1回行う検査

	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果（残留塩素）	365

※新規追加項目

		基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	1／5以下	1／10以下	原則 検査頻度	1回	検査頻度 採水場所	年間検査回数 末端給水栓	設 定 理 由
						1年1回頻度可	3年1回頻度可					
※	有機フッ素化合物 (PFOS及びPFOA)	50ng/l以下 PFOSとPFOAの合計値			<0.000005	10	5	原則無し	○	年1回	1	性状確認のため年1回検査